

令和4年度神奈川県障害者相談支援従事者現任研修(横浜市)実施要領

1 目的

この研修は、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、権利擁護等のサービスの総合的な知識や援助技術を習得するとともに、資質の向上を図り、事業所内外において中核的・指導的役割を担う人材を育成することを目的とします。

なお、本研修は相談支援専門員の資格更新研修として位置付けられており、資格を更新するためには一定期間ごとに受講する必要があります。

2 日程及び会場

全4日間 時間は概ね午前9時30分から午後6時まで(予定)
※時間は前後する可能性がありますので、ご了承ください。

	1コース	会場
1日目	映像配信(11月中を予定)	
2日目	令和4年11月25日(金)	横浜産貿ホール マリネリア 1階 展示場 (予定)
3日目	令和4年12月20日(火)	
4日目	令和5年1月18日(水)	

3 研修カリキュラム

受講決定者に別途ご案内します。

4 受講対象者

(1)と(2)の両方に該当し、且つ、(3)～(5)のいずれかに該当する者

(1)平成18年度以降に都道府県または政令指定都市が実施した相談支援従事者初任者研修、または平成17年度以前の障害者ケアマネジメント従事者養成研修及び平成18・19年度に実施した追加研修を修了した者(必須条件)

(2)相談支援専門員資格を失効していない者(必須条件)

※次の方は、既に資格を失効していますので、本研修の対象とはなりません。
→平成28年度以前の相談支援従事者初任者研修、または障害者ケアマネジメント従事者養成研修及び平成18・19年度に実施した追加研修を修了した後、本研修を一度も受けたことがない者。

(3)横浜市内の障害者総合支援法における指定相談支援事業所で、相談支援専門員として現在従事している者

(4)横浜市障害者相談支援事業要綱に基づく相談支援機関の相談員

(5)その他、横浜市が必要と認める者

相談支援専門員の資格を更新するためには、相談支援従事者初任者研修修了年度の翌年度から起算して、5年目の年度末までに本研修を修了することが必要であり、以降5年間に1回以上本研修を受講し修了することが必要になります。そのため、平成29年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方で、平成30年度から令和3年度までの間に一度も本研修を修了していない方は、今回本研修を受講・修了しなければ相談支援専門員資格を失効することになります。失効した場合は、相談支援専門員の資格要件を満たすために改めて初任者研修(全日程)を受講する必要があります。

なお、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所には、相談支援専門員を1名以上配置することが必須要件となりますので、各指定相談支援事業所におかれましては、受講対象者の確認等、計画的な受講をお願いします。

- ・著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）繰り返し注意された方には、修了証書を授与できませんので、ご注意ください。
- ・受講決定者には、9月26日（月）までに事前課題を提出していただきます。事前課題の提出が無い場合は、研修の修了を認めることができませんので、予めご了承ください。
※事前課題の様式は、「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「2. 横浜市からのお知らせ」→「①横浜市からのお知らせ」からダウンロードできます。
ホームページアドレス <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>から入手してください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大対策の影響により、受講決定後に実施方法（オンライン配信等）や日程、内容に変更が生じる可能性があります。予めご承知ください。なお、実施方法・日程・内容等の変更及び受講定員超過による資格喪失については、[本研修への申し込みを条件](#)として、資格延長の救済措置を検討します。
- ・指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働省大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省大臣告示第227号）改正（R1.10）に伴い、現任研修の受講要件を、初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以上の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることとしています。なお、旧カリキュラム受講者（令和元年度以前の相談支援従事者初任者研修及び相談支援従事者現任研修の修了者）は初回受講時（令和2年度以降の相談支援従事者現任研修受講時）のみ、上記の要件を求めない経過措置があります。

5 定員

120名

※申込者が定員を超過した場合は、相談支援専門員の資格更新が今年度で失効する方に限定するなど一定の要件に基づき選考を行い、受講者を決定します。

※申込結果については、申込者全員に郵送でお知らせいたします。

（9月8日（木）を過ぎても申込結果が届かない場合は、お問い合わせください。）

6 修了証書

事前課題を提出し、全日程・全カリキュラムを修了した方には、修了証書を授与します。

7 参加費

6,000円（交通費等は自己負担）

8 受講申込方法（申込期限）

以下のURLもしくは二次元バーコードから、受付フォーム画面に進んでいただき、令和4年8月17日（水）までに、申請をしてください。また、研修の修了証の提出が必要となりますので、修了証をPDFなどのデータで添付していただき、ご提出ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/2a18e7f8-2459-412a-bc6d-337be7c4725c/start>

【二次元バーコード】



【修了証の提出について】

以下の1～3のいずれかに該当する修了証の写しを受付フォームに添付してください。

1	平成29年度以降に、相談支援従事者初任者研修を修了した方 ・相談支援従事者初任者研修修了証
2	平成28年度以前に初任者研修を修了した方 以下の①と②の両方をご提出ください。 ① 「相談支援従事者初任者研修修了証」 ② 相談支援従事者現任研修の修了証（※複数回終了している方は全ての修了証の写しを添付してください）
3	障害者ケアマネジメント従事者養成研修及び平成18・19年度に実施した追加研修を修了した方 以下の①と②の両方をご提出ください。 ① 障害者ケアマネジメント従事者養成研修及び平成18・19年度に実施した追加研修の修了証 ② 相談支援従事者現任研修の修了証（※複数回終了している方は全ての修了証の写しを添付してください）

9 その他

- ・ 身体障害等により受講にあたって、手話通訳、要約筆記等の配慮を必要とする場合は、受講申込書の所定欄に記載してください。
- ・ 会場には駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関にてお越しください。

10 問い合わせ先

下記問い合わせ先の電話受付時間は、いずれも午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く）です。

【日程・会場について】

かながわ福祉サービス振興会 教育事業課 担当 若松、三ツ井
電話：045-210-0788 FAX：045-671-0295

【受講対象・カリキュラム内容・電子申請システムでの申込について】

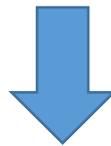
横浜市健康福祉局 障害施策推進課 相談支援推進係 現任研修担当あて
電話：045-671-4133 FAX：045-671-3566

令和5年度以降 相談支援従事者研修開催時期変更のご案内

令和5年度より、相談支援従事者研修（初任者研修、現任研修、主任相談支援専門員養成研修）の開催時期を変更します。

【これまで】

- ・ 初任者研修：7月～10月
- ・ 現任研修：10月～翌年1月
- ・ 主任研修：10月～11月



【令和5年度以降】

- ・ 初任者研修：10月～翌年1月
- ・ 現任研修：7月～10月
- ・ 主任研修：6月～7月

※研修の時期はあくまでも現時点での目安であり、前後する可能性があります。

※受講申し込み先は従来どおり、事業所の所在する市町村となります。募集の開始時期は決まり次第、改めて周知させていただきます。

【問合せ先】

○横浜市

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援係 045-671-4133

○川崎市

川崎市総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課044-200-3197

○その他県域

神奈川県福祉子どもみらい局障害福祉課地域生活支援グループ 045-210-4713